

## 淀川水系流域委員会 第5回環境・利用部会（2003.5.29開催）結果概要

03.6.17 庶務作成

開催日時：2003年5月29日（木） 13：30～17：00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員19名、他部会委員1名、河川管理者18名、一般傍聴者91名

### 1 決定事項

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討する。

### 2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート」についての議論

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、第1稿に関する意見交換が行われた。

ゾーニングの設定について

自然環境保全の目標を達成するための手段としての「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで下記のとおり議論が分かれたため、「1決定事項」の通り、次回部会までに検討会を開催して論点を整理し、部会で意見案を検討することとなった。

ゾーニング設定肯定意見：環境保全のための目標を実現する手段としてゾーニングを設定すべき／ここだけは手を付けない、という区域を設定すべき

ゾーニング設定否定意見：利用を促進する恐れもあるのでゾーニングは必要ない／ゾーニングは人間側の論理ではないか／水系全体が保全されるべきなのでゾーニングは必要ない

資料2に対する主な追加意見

主な意見は「3 主な意見」の通り。

委員会への提案（検討班の設置）について

「説明資料（第1稿）」で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や内容、「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」について、「総合的な検討が必要であるため、委員会のなかに検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないか。運営会議に諮って頂きたい」との提案がなされた。検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「水上バイクには全面規制を、プレジャーボートにはエンジン規制等を行っていくべきだ」といった発言がなされた。

### 3 主な意見

「説明資料(第1稿)」および「具体的な整備内容シート」についての議論資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案(「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に対する意見・提案)」を用いて、第1稿に関する意見交換が行われた。

#### ゾーニングについて

・河川法改正以前に淀川水系の河川環境管理計画が策定されているが、これを改定する形で、現在の自然環境を考慮した河川環境の目標設定とゾーニングの策定が必要だ。

・ゾーニングを策定するためには環境資源目録が必須。現在、どの程度のものがあるのか。

水辺の国勢調査によって、魚類や両生類等を網羅的に調査している他に、各工事ごとに貴重種等の棲息について調査を実施している。(河川管理者)

どの岸辺にどんな生物がいるのか等、個別に調査した結果をもとにして、保護する地域や度合いによってランク付けしたゾーニングを考えていくべきではないか。

水辺の国勢調査は生物の数を調査しているだけで、なぜ生物がそこに存在しているのかまでは調査していない。他の生物との因果関係を含めた成立要因まで考慮して、ゾーニングを考えなければならない。

・現在の河川の利用形態をもとにしたゾーニングは、利用を促進するおそれがあるので反対。かつて見られた、水辺で草むらが育つような河川環境に戻すことが大切だ。

1960年代前半の河川環境を取り戻す手段としてのゾーニングの設定が必要。環境利用部会の役割は、「この地域ではこれだけはやってはいけない」という制約をかけることではないか。第1稿に記述されている利用委員会や水質管理協議会において判断がなされる時に規範となるべき河川憲法として、自然環境を取り戻すことを目標としたゾーニングが必要。

今やるべきことは、もとの川に戻すことが重要であり、ゾーニングするような場所はないと言いたい。やるのであれば、水辺から堤防にかけて、といった川の流りに沿った方向で行うゾーニングであれば意味があるだろう。

ゾーニングによって、河川の連続性を分断してしまうとも考えられる。整備計画の中でゾーニングを行うべきと言われるのか、また、どのような観点からゾーニングを行うべきかをはっきり示して頂きたい。(河川管理者)

ゾーニングは、今すぐには実施できないだろう。まず、環境資源目録をつくって、1960年代の自然環境を取り戻すための10年20年目標を考えていけばよい。河川整備計画には、今後のゾーニングの方向性を盛り込めばよいのではないか。

河川管理者としては、生態系の「現状」を踏まえた上で、個々の河川ごとに整備や利用等の議論をしていくと考えていた。今の時点で「貴重種がないから、ここは利用ゾーン」などといったゾーニングができるのかどうか、疑問に思っている。(河川管理者)

以前、自然環境班で「ここは人の手を加えない」という地区を決めるといった話が

あった。こういう意味でのゾーニングもあり得る。

ゾーニングという考え方は人間側の都合だ。ゾーニングすべきは自然環境ではなく、人間社会の方だ。

自然公園法と自然環境保全法は法律で全てゾーニングをして開発を規制している。ドイツでは、川を守るための細かい規制がゾーニングの中で行われており、回復のためのゾーニングもきっちり行っている。

琵琶湖淀川水系全体が、保全のために手をつけてはいけない場所であり、利用のためのゾーニングは必要ない。

ゾーニングに関して、スケールや質の異なったものが議論されており、委員の間で食い違いがあるようだ。部会としてのゾーニングの考え方を河川管理者に示すために、有志を中心に話し合いの場を持って意見を集約してはどうか。

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案(「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に対する意見・提案)」に対する追加的意見

<自然環境について>

- ・1960年代の川、もとの川に戻すというのを明確に言わなければならないのではないかと。今の水位で何とか攪乱域ができるような状態にしたい。  
攪乱域の話はわかるが高水敷がなく堤防まで全て水が流れると水みちがかなりぶれる。そうなると、淀川から水をとれない、船も走れなくなるといったことも留意して欲しい。  
植物の面から言えば、せめて、水辺で今まで見られたような草むらが育つような状況が欲しい。
- ・最上流部の開発によって発生する濁水や森林破壊など、国土交通省の権限外であるが、河川に影響があると考えられる問題については、各省庁や自治体と連携していく等の方策を計画に盛り込むべきだ。この点は琵琶湖も同様である。  
森林保全や水質管理の方策に関する検討を河川管理者に任せるのではなく、例えば、農水省へどのような要望を出していけばよいかを流域委員会が具体的に調査して、河川管理者に提案していく必要があるのではないかと。
- ・「事業の評価」といった場合に、ダム建設によって失われる自然環境の価値や水質汚濁の評価、生物に与える影響等、プラス面だけでなく、マイナス面の評価も積極的に行っていくべきだ。完全な情報公開という意味においても、マイナス面の評価を実施して将来の教訓として生かすという視点も必要。  
マイナスの影響がある場合、例えば、ダム開発や河川整備によって森林が失われる場合、植林等を行う等、再生を義務づける必要があるのではないかと。
- ・例えば、ダムを建設しようとする時に失われる自然の価値や生物への影響について、どのように評価するのかということも視点に加えてほしい。

- ・ダム計画の見直しを1~2年かけて行うと説明されたが、1~2年ではダムが自然環境に与える影響を調査しきれないだろう。改善策等がはっきりしないまま、見切り発車的にダム計画が進まないようお願いしたい。

ダムが置かれている社会的状況から考えて、その時点で何らかの判断を行う、という意味で1~2年と説明した。環境については10年かけても全てが分かるわけではないと考えている。その時点でわかっていることの中でどう判断していくかだと思っている。(河川管理者)

#### <水質について>

- ・河川管理者が望ましい河川水質を維持するための管理方策を流域界にまで視野を広げて理念として記して欲しい。
- ・今後の水質管理目標としては、BOD等の基準値ではなく、水や底質の中に棲む複数の生物を対象とした生物指標(例 イタセンパラ等が住める水質)を目標とした方がわかりやすいのではないか。

生物指標はわかりやすいので、住民のモニタリングへの参加、環境教育面からも重要である。

その際には、1つの種ではなく、違った場所に棲む複数の生物を基準とすべき。

- ・流域全体で水質管理を実施していくためには、汚染の発生源が特定できるような観測網が必要だ。得られたデータをどう発信しどう利用するかが重要なポイントとなる。汚濁の発生源として特定された地域の住民や事業者への啓発や注意を継続的に実施すれば、水質の改善がかなり進むだろう。

例えば、農業排水や産業廃棄物のように、水質汚染の発生源が河川管理者の権限外にある場合でもきちんと対応できるように、水質管理協議会のシステムを考えておいた方がよいだろう。

- ・今後増加すると考えられる産業廃棄物処理場等への規制や考え方を盛り込むべきだ。
- ・河川管理者が、現時点での水質についてどう認識されていて、具体的に水質をどれくらい良くしたいと考えているのか、目標を提示して、協議会の内容につなげるべきでは。

現時点で数値を明示することはできないと考えており、仮に明示できたとしても、その目標自体が本当によいのか疑問に思う。水質の現状認識については、過去に比べてBODやCOD等は低下したが、安心して飲める水、泳げる水という観点から見ればまだまだ改善していかなければならないと考えている。この考え方は説明資料(第1稿)の現状の課題に記しており、提言と100%一致していると思っている。(河川管理者)

- ・現在のところ、説明資料(第1稿)に記している流域内負荷量低減の具体的な方策のイメージが、ほとんどできていない。河川管理者として考えていかなければならないことだが、今の法体系を越えた提案も含めて、示唆を頂きたい。(河川管理者)

河川流入総負荷量低減のための方策を考える際には、過去の成功例(瀬戸内海的环境保全等)を調査し、その手法を取り入れたらよい。

#### <利用について>

- ・水上バイクの利用規制をこの整備計画の中で明確に位置付け、すみやかに実行していくべきだ。
- ・河川敷利用を段階的に縮小していくために、「10年後に何%減らす」といったような、短、中、長期の段階的な削減イメージを整備計画に明記すべきだ。

第1稿では河川敷のグラウンド等の利用については縮小していくと記述しているが、すでにその表現に対する反響が非常に大きく、悩んでいる。今の状況を正直にお話しすると、その上さらに第2稿で「何年後に何%縮小する」と明記はできないと思っている。(河川管理者)

河川敷は子どもたちに非常に重要な場を提供している。今後の河川敷利用を考えていくときには、子どもたちの意見を聴く場を持つ必要がある。

#### <全体的な意見>

- ・第1稿に記述されている協議会や委員会を運営していくにあたって、優れた人材を発掘してメンバーとすることとあわせて、長期的な視点に立って必要な人材を育成していく必要がある。

- ・河川整備計画をモニタリングする仕組みについて、第1稿では明確に記述されていない。計画の実効性を担保するため、横割り行政の調整を図った形の計画策定後の執行管理システムが必要である。整備計画の中に記しておくことはもちろん、整備計画とは別版で「執行管理システム」を作成する必要がある。

我々は一番大事なシステムとして、説明資料(第1稿)の「はじめ」にも記しているように、河川整備計画について、硬直的なものではなく、モニタリングや事業進捗のチェックを行って順応的に対応していくことを盛り込んでいる。この内容が不十分であれば、具体的な意見をお願いしたい。(河川管理者)

- ・河川管理者が提言を実現していく上で障害となることやクリアしなければならないこと、自治体や他省庁との協力の枠組み、流域委員会の担う役割などについて、もう少し具体的に説明する必要があるのではないか。

現段階で書けることについては、説明資料(第2稿)で説明していきたいと考えている。(河川管理者)

説明資料(第1稿)で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や河川管理者の権限外のことまで対象にした統合的な管理システムについて、河川管理者にその検討を任せるのではなく、委員会で検討班を新たにつくって、河川管理者に提案していく必要がある。

「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」についても、総合的な検討が必要であるため、委員会のなかに検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないかと。運営会議に諮って頂きたい。

検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者 1 名から意見が述べられた。

- ・琵琶湖淀川水系での水上オートバイを全面禁止に、プレジャーボートにはエンジン規制、スピード規制、出力規制等を行っていくべきだ。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。